

2022年1月17日

東北電力ソーラーeチャージ株式会社

「あおぞらチャージサービス約款」の一部変更について

このたび、当社では「あおぞらチャージサービス約款」（以下、「約款」といいます。）について、下記のとおり内容の一部変更をさせていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本変更は本日2022年1月17日(月)より適用開始させていただきます。本変更後の「約款」については、本日以降当社ホームページ (<https://tohoku-sec.co.jp/clause/>) において閲覧いただけますので、あわせてご確認ください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

○約款の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

変更前	変更後
<p>12 本件発電設備等の設置工事に係る費用等</p> <p>(2)本契約による本発電設備等の設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款にもとづき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客さまから申受ける場合があります。</p> <p>(3)お客さまは本発電設備等の設置工事において、本件建物および周辺環境を考慮して当社が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断する標準工事費に含まれない費用（以下「標準外対応費」といいます。）が生じる場合には、お客さまは当該費用を負担します。</p>	<p>12 本件発電設備等の設置工事に係る費用等</p> <p>(2)本契約による本件発電設備等の設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款にもとづき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客さまから申受ける場合があります。</p> <p>(3)お客さまは本件発電設備等の設置工事において、本件建物および周辺環境を考慮して当社が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断する標準工事費に含まれない費用（以下「標準外対応費」といいます。）が生じる場合には、お客さまは当該費用を負担します。</p>
<p>21 本サービスの料金の算定</p> <p>(4)料金の算定期間は、暦月の起算日（初回については本件供給の開始日とし、翌月以降は毎暦月の応当日とします。）から次の暦月の起算日の前日までの間とし、この算定期間を「1か月」として計算します。</p>	<p>21 本サービスの料金の算定</p> <p>(4)料金の算定期間は、暦月の起算日（初回については本件供給の開始日とし、翌月以降は毎暦月の応当日とします。）から次の暦月の起算日の前日までの間とし、この算定期間を「1か月」として計算します。</p>
<p>29 本契約名義の承継ならびに変更</p> <p>(4)なし</p> <p>(5)なし</p>	<p>29 本契約名義の承継ならびに変更</p> <p>(4)上記(1)により、本契約名義の変更についてのお申込みがあった場合、当社が諾否の決定を通知した日から起算して、翌々月に属する算定期間の終了日または当社が別途指定する日に本契約名義の変更の効力が生じるものとします。</p> <p>(5)上記(4)により、料金の算定期間中に本契約名義を変更した場合、当該算定期</p>

	間の料金の支払義務は、譲渡人に発生するものとし、本サービス料金の日割計算は原則として実施しないものといたします。
<p>30 契約期間および中途解約</p> <p>(4)上記(2)および(3)にかかわらず、お客さまが、本件供給の開始日より前に、お客さまの都合により本契約を解約する場合は、お客さまは当社からの請求に従い以下の費用を支払うものとします。</p> <p>イ 本発電設備等の発注前までにお客さまから本契約の解約のお申出があった場合、当社がすでに支出した実費および事務手数料。なお、実際に本件発電設備等の設置工事を行わなかった場合であっても、現地調査に費用を要したときは、その実費を申受ける場合があります。</p> <p>ロ 本発電設備等の発注後にお客さまから本サービス契約の解約のお申出があった場合、別紙3に定める解約違約金。</p>	<p>30 契約期間および中途解約</p> <p>(4)上記(2)および(3)にかかわらず、お客さまが、本件供給の開始日より前に、お客さまの都合により本契約を解約する場合は、お客さまは当社からの請求に従い以下の費用を支払うものとします。</p> <p>イ 本件発電設備等の発注前までにお客さまから本契約の解約のお申出があった場合、当社がすでに支出した実費および事務手数料。なお、実際に本件発電設備等の設置工事を行わなかった場合であっても、現地調査に費用を要したときは、その実費を申受ける場合があります。</p> <p>ロ 本件発電設備等の発注後にお客さまから本サービス契約の解約のお申出があった場合、別紙3に定める解約違約金。</p>
<p>附則（実施期日）</p> <p>本約款は、2021年11月1日から実施いたします。</p>	<p>附則（実施期日）</p> <p>本約款は、2021年11月1日2022年1月17日から実施いたします。</p>